

令和3年度沖縄県振興審議会

第2回総合部会議事録

1 日 時 令和3年8月10日(火) 14:00~16:16

2 場 所 沖縄県教職員会館八汐荘 屋良ホール

3 出席者

【部会委員】

※リモート参加

部会長	大城 郁寛	琉球大学名誉教授
副部会長	※島袋伊津子	沖縄国際大学経済学部教授
	※稲福 具実	旭橋都市再開発株式会社代表取締役社長
	※瀬口 浩一	琉球大学国際地域創造学部教授
	※喜納 育江	琉球大学国際地域創造学部教授
	※高平 光一	公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会会長
	※玉城 秀一	一般財団法人南西地域産業活性化センター専務理事
	※富川 盛武	那覇空港ビルディング株式会社会長
	仲宗根君枝	特定非営利活動法人消費者センター沖縄会員
	※藤田 陽子	琉球大学島嶼地域科学研究所教授
	※真喜屋美樹	沖縄持続的発展研究所所長
	※村上 尚子	こころ法律事務所弁護士

【事務局等】

企 画 部： 高江洲企画調整課長、武村副参事(企画調整課)
城間班長(企画調整課)

子ども生活福祉部： 榑原女性力・平和推進課長、新垣消費・くらし安全課長、
比嘉班長(福祉政策課)、山内青少年・子ども家庭課長、
大城保護・援護課長

文化観光スポーツ部：大城班長(交流推進課)

警察本部警務部：花城調査官(警務課)

1 開会

【事務局 城間班長(企画調整課)】

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、これより沖縄県振興審議会第2回総合部会を開催いたします。

私は司会を担当します沖縄県企画部企画調整課の城間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。大変恐縮ですが、着座にて進行させていただきます。

本日は総合部会委員の皆様全員にご参加をいただいております。会場にお集まりいただきました委員の皆様、及びオンラインでご参加いただきます委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今回の総合部会は、8月1日に県と関係団体で発出いたしました「沖縄県緊急共同メッセージ」を受けまして、オンライン形式を主とした運営とさせていただきます。委員の皆様には、急な対応にご協力をいただきまして感謝申し上げます。

また、会場にご参加いただいている関係者の皆様には、感染症拡大防止の観点からマスクの着用にご協力をいただいております。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をお願いいたします。まず、先日配付いたしました【冊子】「新たな振興計画(素案)」(令和3年5月)。

本日の次第、出席者名簿、配席図。

資料1：新たな振興計画(素案)(第2回総合部会調査審議箇所抜粋版)。

資料2：関連体系図(案)(第2回総合部会調査審議箇所抜粋版)。

資料3：第1回総合部会意見への対応方針。

資料4：委員等から部会に提出された意見書(安全・安心に暮らせる地域づくり)。

資料5：委員等から部会に提出された意見書(アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開、世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献)。

資料6：委員等から部会に提出された意見書(広大な海域の保全・活用)を配付しております。よろしいでしょうか。

オンラインでご参加いただいている委員の皆様には、ハウリング防止のため、発言時以外は音声をミュートにしておりますのでご了承ください。

なお、この会議は原則公開となっておりますので、あらかじめご承知おきください。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回欠席されておりました島袋副部長、藤田専門委員、村上専

門委員につきましては、今回が初めてのご参加となりますので、自己紹介をお願いいたく存じます。

それでは、島袋副部長からよろしく願いいたします。

【島袋副部長】

沖縄国際大学の島袋伊津子と申します。今回は欠席しまして申し訳ありませんでした。

引き続き副部長として職責を全うしたいと思います。有意義な議論ができるように貢献させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

ありがとうございました。

続きまして、藤田専門委員、お願いいたします。

【藤田専門委員】

藤田でございます。今回は欠席いたしまして申し訳ございませんでした。

私は専門は環境経済学の分野で、環境と経済の関係について研究する分野で仕事をしております。また、現在、島嶼地域科学研究所に所属しております。島嶼研究についても少し携わっております。そんな観点から議論に参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

ありがとうございました。

続きまして、村上専門委員、お願いいたします。

【村上専門委員】

こんにちは。弁護士の村上尚子です。私も前回欠席して申し訳ありませんでした。

昨年1年、沖縄弁護士会の会長をやっておりました。4月から任期満了で終わっているのですが、どうしても日程が合わない日が今後もあるかもしれないですけれども、できるだけ有意義な会議になるように頑張りたいと思います。よろしく願いします。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

沖縄県振興審議会運営要綱第3条第3項の規定により、部会長が会務を総理することとなっておりますので、これ以降の議事につきましては、大城部会長に進行をお願いいたします。

【大城部会長】

皆さん、こんにちは。今日は2回のワクチン接種を終えた仲宗根さんと私、年長組が会場での参加、若干若手の皆さんはオンラインということになっております。どうぞよろしくをお願いします。

本日の議事は、次第にありますとおり、議事1において前回の審議の際に委員の皆様からいただいたご意見への対応等について審議し、そして議事2、3、4では個別検討テーマの審議を予定しております。

それでは、早速ですが、議事を進めさせていただきます。議事1について事務局から説明をお願いいたします。

2 議事1(第1回総合部会意見への対応方針について)

(1)対応方針説明

【事務局 高江洲企画調整課長】

沖縄県企画調整課長の高江洲でございます。どうぞよろしくをお願いします。

第1回総合部会におきましては、各委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

私からは、委員の皆様からのご意見に関する対応方針につきまして、お手元にお配りしております資料3に基づきご説明したいと思います。

資料3の1ページをお開きください。別紙2-2の意見書様式となっております。この様式は、最終的には部会の審議結果を取りまとめる際の様式となっております。回ごとに委員の皆様のご意見を取りまとめて更新をしていく予定となっております。

まず見方です。様式の左側から、番号、素案の章、頁、行となりまして、諮問しております「新たな沖縄振興計画(素案)」の本文を記載する欄となっております。その右隣が修正文案となります。委員皆様のご意見を踏まえ素案本文の修正を図る際には、朱書きで修正文案を記載していくこととしております。この両方の欄を用いまして、新旧対照表として取り扱っていただければと思っております。

委員の皆様からいただきましたご意見やその理由につきましては、右から2つ目の列の「理由等」というところに記載をしております。その右隣に総合部会としての審議結果(案)を記載する様式となっております。今は事務局案として記載をしているところです。

左側の番号、1番から17番までが「第1章 総説」、「第2章 基本的課題」、「第3章 基本方向」に係るご意見となります。18番から24番までが個別テーマ「多様性を尊重する

共助・共創社会の実現」に係るご意見となります。

私のほうでは、1番から17番のご意見と24番のご意見について対応方針を説明したいと思っております。時間の都合等もございますので、持ち帰り検討するとしてご意見を中心にご説明をしていきたいと思っております。

それでは、内容についてご説明します。

1ページ、1番と2番のご意見につきましては、自立型経済や経済発展のメカニズムの始動に係る表記について、具体例や理由などを加えてはどうかという玉城専門委員のご意見がございました。

「自立型経済の構築はなお道半ば」の部分については、「好調な経済状況が県民生活の向上にまで十分に行き渡っておらず」という語を、「経済発展のメカニズムが始動する兆し」については、「景況や成長率等において全国を上回るまでに至り、」という語を追記しております。

同様に、2ページの8番、9番、10番、3ページの12番、14番、16番、それから4ページの17番、5ページの24番は、委員皆様から具体的な追記や修正のご提示がございました。それを踏まえて表現等を整えて修正案を朱書きで記載しているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3番についてご説明いたします。亜熱帯海洋性気候の自然的事情について、強みとなる要素も加えてはどうかという玉城専門委員のご意見がございました。

おっしゃるとおり自然遺産という強みもございますが、こちらでは沖縄振興特別措置法の根拠となる4つの特殊事情を定義しております。亜熱帯海洋性気候の強みの部分につきましては、別途11ページに記載しておりますことから、こちらでは「原文どおり」としてしております。

続きまして4番、「物流」の「流入が進む」という言葉は適さないのではないかと玉城専門委員のご意見がございました。ご意見を踏まえまして、「物流」という言葉を本文から削除しております。

続きまして5番につきまして、「寄与」と「貢献」を統一してはどうかという稲福専門委員のご意見がございました。今後、統一的なルールの下で使い分けをして整理したいと考えております。現時点では「検討中」としてしておりますが、今後修正文案等がまとまり次第、改めて説明させていただきたいと思っております。

続きまして6番、パラダイムシフトにつきましては、「発想の転換」を「構造の転換」、

あるいは「枠組みの転換」としてはどうかという喜納専門委員のご意見がございました。ご意見を踏まえまして、「枠組みの転換」という表現にさせていただきたいと思います。

続きまして2ページをお願いいたします。

6番ですが、素案の146ページも「発想の転換」という語が用いられておりましたので、同様にこちらでも修正を図ることとしております。

続きまして7番、時代潮流としてのSDGsの記述につきましては、企業構造や経済に偏った記述になっているという喜納専門委員のご意見がございました。「2030アジェンダ」に触れつつ、SDGsが国際社会全体の普遍的な目標である旨を追記しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

11番、沖縄経済の重要課題の記述について、生産性の高い産業のみならず、地場産業においても先端技術の活用など新しい動きの中でしっかりと取り組んでいくことを記載してはどうかという瀬口専門委員のご意見がございました。

修正文案のとおり、地域産業においても技術進歩による産業の高度化と付加価値の向上を図り、地域全体として経済の筋力・体力を底上げしていくことを課題として提起しております。

続きまして13番です。「シー・アンド・エア」の表記につきましては、シー・アンド・エアの実現可能性に係るご意見が玉城専門委員からございました。

「シー・アンド・エア」につきましては、素案の103ページの基本施策3-(4)-アに取組が記載されていることから、所管しております産業部会の審議結果も踏まえながら、この部分については判断をしていきたいと考えております。

続きまして15番ですが、将来像実現に向けた課題と道筋の表記の中で、「本県は、わが国で唯一、基幹的な公共交通システムである鉄道を有していない」という文言の必要性について、瀬口専門委員からご意見がございました。

部会審議の中では、高平専門委員から、土地利用の観点からも入れておいてよいのではないかというご意見もございましたので、新たな公共交通システムの導入の経緯や要因に係る記載ということで、こちらのほうは原文どおりとさせていただけたらと思っております。

以上で、簡単ではございますが、第1回総合部会意見への対応方針の説明でございます。

引き続き子ども生活福祉部より後段の説明となります。

【事務局 榊原女性力・平和推進課長】

子ども生活福祉部女性力・平和推進課の榊原でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、18番から21番までのご意見について、対応方針を説明いたします。

まず18番をご覧ください。今後高齢化社会が進んだ際に、女性に介護問題は多く負担がのしかかってくるのではないかと心配があるため、記載の必要について検討してはとの大城部会長からのご意見がございました。

こちらにつきまして、高齢者の介護については、男女が仕事と育児、介護等を両立できる環境の整備に取り組むと記載していることから、原文どおりとさせていただきたいと思っております。

19番は、「市町村等に対する働きかけ」という表現は漠然としているので、男女共同参画に関する具体的な施策の策定に対する働きかけに修正してはどうかとの喜納専門委員からのご意見でした。

ご意見を踏まえまして、朱書きのとおり、男女共同参画の推進に向けた具体的な施策の策定や実施に関する市町村等への働きかけ、講座、講演会等の開催に取り組むと修正させていただきます。

続きまして20番です。こちらも講座の多くが男女共同参画センターを拠点にして展開されているため、ているるを拠点にという文言を追加してはどうかとの喜納専門委員からのご意見ですが、男女共同参画の推進に向けた講座等をはじめとする取組については、男女共同参画センターを拠点とする実施はもとより、市町村等における実施も促し、幅広く実施されるよう取り組んでいくこととしており、原文どおりとさせていただきたく思います。

また21番は、ているるの充実、強化を追加してはどうかのご意見ですが、本県の男女共同参画につきましては、これまでもているるを中心に施策を展開してきており、引き続き同センターを拠点として事業の充実を図るとともに、市町村等の取組も促し、幅広く実施されるよう推進していくこととしておりまして、原文どおりとさせていただきたく思います。私のほうからは以上です。

【事務局 比嘉班長(福祉政策課)】

続きまして、福祉政策課の比嘉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから22番、23番についてご説明させていただきます。

まず5ページ目の22番ですが、外国人の生活のしやすさを施策の中に盛り込んでどうかのご意見がございました。こちらにつきましては、素案の152ページ、基本施策4-(2)

沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成の多文化共生社会の構築というところで、在住外国人等が住みやすい地域づくりという文面がございますので、原文どおりとさせていただきたいと考えております。

続きまして23番ですが、「企業、NPO等の多様な主体」について、地域組織との連携を追記してはどうかというご意見につきましては、委員ご意見のとおり地域組織等を追記したいと考えております。

以上で、私からの説明を終了とさせていただきます。

(2) 質疑応答及び審議

【大城部会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

オンラインで参加いただいている委員の皆様は、挙手ボタンを押していただいたらこちらから指名いたします。指名された後にミュートを解除してご発言ください。

それでは、よろしく願いいたします。富川さん、どうぞ。

【富川専門委員】

3ページの13番、「シー・アンド・エア」の記載のところですが、前回もこの意見は聞きましたけど、実はこれまでの県のいろいろな委員会で経済界からたつての要望があつて入れております。確かに現状はコロナも含めて厳しい面がありますが、これは10年先の展開ですので、空港は空港だけ、港湾は港湾だけという議論は成り立たないと思います。

ですから、将来的に那覇軍港の開放を見込んでやらないと、シーラインは有機的につなげるべきだという趣旨で過去に入れてありますので、現状は厳しいのは承知しておりますが、ぜひ残す形でお願いしたいと思います。経済界からたつての強い要望があつて入れたという経緯を報告したいと思います。以上です。

【大城部会長】

ありがとうございました。

ご意見ございますか。玉城さん、どうぞ。

【玉城専門委員】

今の富川委員のご指摘については、その意見は私が述べさせていただきましたので、私からも意見を述べさせていただきたいと思います。

まず10年後を見据えてというのは分かるのですが、私の中では、「シー・アンド・エア」

は国際物流の手法の1つという認識があります。経済界からのたつての要望ということであれば、私の知る限り、例えば沖縄県の団体でございますけど、貿易協会は非常に疑問を呈していたというのが私のほうに聞こえてきましたので、そういう意見を言わせていただきました。

したがって、繰り返しになりますが、「シー・アンド・エア」というのはビジネスモデルの1つであって、文脈からすると国際物流の拠点化の施策をその時点時点で展開するというのが無難な表現だと感じたので、そのような意見とさせていただいたということがございます。判断につきましては、県のほうにお任せいたします。

【大城部会長】

ほかに何かご意見ございますか。富川さん、どうぞ。

【富川専門委員】

これまでの「アジア経済戦略構想」の議論とかでは具体的な展開も聞きましたし、私自身が聞いた話でも、物流業者が空港ターミナルビルの保税倉庫の中で半導体を作る機械も入れてみたいとか、これは結果としてはうまくいかなかったのですが、そういうシーズもありますし、私が主張している入れた理由は、空港と港湾は有機的に連携しなければいけない、そこが外れると非常に困るということでございます。

【大城部会長】

何かご意見ございますか。玉城さんよろしいですか。

ほかに質問とか確認したいことがございましたらよろしく願いします。よろしいですか。

真喜屋さん、何かありますか。

【真喜屋委員】

資料3の3ページの16番目です。修正ありがとうございます。

ただ、もう1つお願いできればと思いますのは、修正の文言の中に、「環境」とか「土壌の調査」という文言を入れることが可能でしたら、より具体的になってこの場合はいいのかなと思いました。

「支障除去」でも広い意味では含んでいるのですが、跡地利用におきましては、返還前の段階に実際に基地の中に入って土壌の調査をすることは非常に重要なことだと思います。ですので、立入調査だけではなくて、環境でも構いません、広くそういう文言を入れることが可能でしたらご検討いただきたいと思います。

【大城部会長】

事務局、即答できますか。

【事務局 高江洲企画調整課長】

ただいまの提言につきましては、検討させていただきたいと思います。

【真喜屋委員】

ありがとうございます。

【大城部会長】

ほかにご意見がなければ議題2に移りますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、次第3 議事2「安全・安心に暮らせる地域づくり」について事務局から説明をお願いします。

3 議事2(調査審議)

検討テーマ「2-8-ウ安全・安心に暮らせる地域づくり」

(1)議事説明

【事務局 新垣消費・くらし安全課長】

私は子ども生活福祉部消費・くらし安全課長の新垣と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは基本施策2-(8)「あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり」のうち、子ども生活福祉部が所管する施策についてご説明させていただきます。資料1の「新たな振興計画(素案)」の抜粋版の79ページをお開きください。

赤枠囲みの25行目の施策展開ウ「安全・安心に暮らせる地域づくり」の項目になります。

施策のリード文として、「日常生活における犯罪や危険から県民を守るため、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する」こととしております。

80ページをお開きください。子ども生活福祉部が所管する施策としては、7行目の②「犯罪被害者等への支援の推進」となっております。この施策では、「犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の負担軽減及び早期被害回復に向け、国や県等の行政機関のほかに関係する機関と連携した支援活動を推進し、犯罪被害者等の権利保護に取り組む」こととしております。また、「犯罪被害者に関する条例制定を含め、効果的な支援施策等の充実に取り組む」こととしております。

ここで文章の追加をお願いいたします。今の犯罪被害者支援に関する条例制定の部分で、

「犯罪被害者支援」の間に「犯罪被害者等」ということで「等」の追記をお願いしたいと思います。

今現在、犯罪被害者支援に関する条例制定の取組を行っていますが、支援の対象は犯罪被害者だけではなく、家族や遺族等も含める意味で「犯罪被害者等支援に関する条例制定を含め」と文言を修正をさせていただきたいと思います。また、条例が制定された場合には、この書きぶりを適正な表現に修文したいと考えております。例えば条例に基づき効果的な支援施策等の充実に取り組むなどの施策文章に修文したいと思いますのでご承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。

22行目の④「DV防止対策等の拡充」の施策では、配偶者からの暴力(DV)相談機能等の充実にについて、配偶者暴力相談支援センターの拡充、関係機関との連携体制の強化等に取り組むこととしております。また、性犯罪・性暴力被害者に対する心身の負担軽減を図るため、引き続き「性暴力被害者ワンストップ支援センター(病院拠点型)」の運営による支援に取り組むこととしております。

81ページをお開きください。13行目の⑦「消費生活安全対策の強化」の施策では、複雑化かつ多様化する消費者トラブルについて、被害相談窓口の機能強化や消費者教育等に取り組むとともに、不当な取引行為に対する指導を強化し、未然防止と被害拡大の防止に取り組むこととしております。

以上が施策展開ウ「安全・安心に暮らせる地域づくり」における子ども生活福祉部所管の施策内容となります。

続きましてこれらの施策に関する成果指標についてご説明いたします。資料2、関連体系図(案)の14ページの成果指標をご覧ください。

施策展開ウ「安全・安心に暮らせる地域づくり」については、施策②「犯罪被害者等への支援の推進」に関連する成果指標としては、被害者等への支援件数を、施策④「DV防止対策等の拡充」に関する成果指標としては、配偶者暴力相談支援センター設置数を、施策⑦「消費安全対策の強化」に関する成果指標としては、消費生活センターのあっせん解決件数をそれぞれ設定しております。

以上をもちまして基本施策2-(8)「あらゆるリスクに対する安全・安心な島づくり」のうち、ウ 安全・安心に暮らせる地域づくりに係る子ども生活福祉部所管の施策展開とそれぞれの成果指標の説明を終了させていただきます。

【事務局 花城調査官(警務課)】

警察本部警務部警務課の花城と申します。私からは同じ項目の基本施策2-(8)-ウ 「安全・安心に暮らせる地域づくり」のうち、県警察が所管する施策についてご説明させていただきます。資料1の79ページの25行目からご覧ください。

県警察においては犯罪や交通事故等の危険から県民を守り、また安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、①「安全・安心な生活の確保と警察活動の強化」、②「犯罪被害者等への支援の推進」、③「成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止対策の推進」、⑤「交通安全対策の強化」、⑥「水難事故対策の推進」の施策を展開してまいります。

「新たな振興計画」については、基本的には現行のものを基に作成してありますが、新たに2つの施策を追加しております。1つ目は、飲酒に絡む事件事故の防止を図るためを目的に、令和2年12月に「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」の改正を行っておりまして、また県民に向けた多量飲酒を抑制するための広報活動などに取り組んでいるところもありますので、今後も重点的に推進したいと考えていることから、③「成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止対策」について施策を追加しております。

また2つ目は、沖縄県でレジャーシーズンになると観光客や県民による水難事故が多発する傾向があることから、県警察においては令和3年5月に水難事故防止条例を改正するなどして取組を強化しているところであります。それを受け新たな計画にも⑥「水難事故対策の推進」を追加して事故防止に向けた対策を推進していきたいと考えております。

また、各施策が効果的なものとなるよう資料2の14ページに記載しておりますけれども、それぞれ成果指標を設定しております。県警察関連の成果指標については、①「安全・安心な生活の確保と警察活動の強化」の施策は、社会情勢の変化に伴い多様化して治安上の大きな課題となっている特殊詐欺への対応の強化をしていきたいので特殊詐欺認知件数を設定しております。

③「成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止対策の推進」については、警職法による保護件数のうち、泥酔者保護件数を設定しております。泥酔者保護はその背景として多量の飲酒や長時間の飲酒によるものが多いことに着眼してこの指標としております。

このほか、⑤「交通安全対策の強化」については交通事故死者数、⑥「水難事故対策の推進」については水難事故発生件数を設定しております。県警察からの説明は以上でございます。

(2) 質疑応答及び審議

【大城部会長】

説明をありがとうございました。これらの議事に関して、稲福専門委員、玉城専門委員、仲宗根専門委員、村上専門委員から意見が提出されております。まず稲福専門委員から意見に関する説明をよろしく申し上げます。

【稲福専門委員】

成果指標について1件の意見を出させていただきました。資料4の1ページの配偶者暴力相談支援センター設置に関する件です。DVについては外部からの把握は困難ということで相談支援センターの設置は重要だと思いますが、現在、各福祉事務所で相談支援センターが設置されていると思います。それで足りないようでしたら増やすことも大事ですが、成果指標として設定するのはどうかということ意見を申し上げました。

ほかの指標を見ますと発生件数や相談件数が成果指標としては分かりやすい感じがしましたので、選定の事情があるようでしたら教えていただければと思います。以上です。

【大城部会長】

事務局からのご返答はまとめて申し上げます。

続いて玉城専門委員、申し上げます。

【玉城専門委員】

私も意見を述べさせていただいておりますが、第4章の80ページの2行から5行の間に入れてもらったほうがいいのかははっきりしないのですが、治安について種々取り組むということですが、私の認識が間違いでなければ、沖縄県は若年者層の薬物犯罪も非常に問題化しているのではないかと。それも犯罪に対応する記載として一言入れたほうがよろしいのではないかとこの意見です。

交通安全対策の強化ということで、円滑な道路交通を確保するため幹線道路と言っていますが、道路管理者はいろいろ国、県、市町村なりがいるわけですし、その方々が主体になって連携することも必要ではないか。読み方によっては現行では県が一生懸命頑張りますと聞こえてしまうので、そのあたりは各道路管理者もしっかり連携するという表現のほうがよろしいのではないかとこの意見を述べさせていただきました。以上です。

【大城部会長】

仲宗根専門委員、よろしく申し上げます。

【仲宗根専門委員】

素案79ページの33行目の「犯罪の起きにくい社会の実現に向けては、警察安全相談体制の構築、人材育成」となっていますが、この間に「交番機能の充実・強化」を入れていた

だきたい。なぜかという、地域における交番機能は役割が大きいとっておりますので追加をお願いできないかという意見です。

80ページの19行目、「未成年者に対し、教育委員会や学校等と連携し、」とありますが、肝腎な保護者、それからきょうだい安全・安心に暮らせる地域づくりとなっているので、地域との連携も必要だと思います。この2つの追加をお願いしたいです。

同じく4章の80ページの20行目、「広報啓発」とありますが、せっかく教育委員会、学校等と連携するのですから、広報よりは教育のほうがより効果的ではないか。「広報啓発」よりは「教育啓発」にしたほうがより効果的だと思います。以上です。

【大城部会長】

ありがとうございました。

次に、村上専門委員、よろしく申し上げます。

【村上専門委員】

80ページの④「DV防止対策等の拡充」の2段落目のワンストップ支援センターに関してです。これはDV防止よりも犯罪被害者支援の項目に入れるのが相応しいのではないかと思います。

先ほどご意見が出たので同じですが、資料2の14ページ、施策④「DV防止対策等の拡充」の配偶者暴力支援センター設置数は、今後、県として増設を検討しているのかどうか。そうであれば目標を成果指標に入れてもいいのですが、そんなに簡単に増やせるものではないと思っています。目標であれば入れた上で、DV被害者支援件数も成果指標に入れるべきではないかと思います。

事前に意見は出していないのですが、素案80ページのワンストップ支援センターに関して、既にできている病院拠点型のワンストップ支援センターの強化は当然、県としてやっていくべきですが、離島の被害者支援がまだ十分ではなく、県全体での性犯罪被害者に対する支援を今後充実できるように取り組むことも内容に入れていただきたいので追加させていただきたいと思います。以上です。

【大城部会長】

ありがとうございました。

ただいまの質問について事務局でお答えすることがありましたらよろしく申し上げます。

【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】

青少年・子ども家庭課の山内と申します。

最初に資料4の1ページ、稲福専門委員からご提言の設置数の成果指標の設定の関係です。まず現状についてご説明します。現在、沖縄県には県の女性相談所及び県の5福祉事務所に配偶者暴力相談支援センターを設置しております。県についてはDV法で必置、市町村は設置の努力義務が現状の法体系です。

設置につきまして、センターは施設、または組織等を新たに設置する方法だけではなく、例えば市においては既存の市の福祉事務所において既に実施している女性相談員等による業務について、あくまでも機能として配偶者暴力相談支援センターの名称を付与するということでも対応はできます。

確かに委員がご指摘のとおり、センターの機能を付与されることにより、新たに付加される業務もあるという課題もございます。一方、現状で市レベルでは積極的に女性保護に取り組んでいる自治体もあるところではあります。

指標の案を提示するに至った私たちの経緯は、県としては県民の皆さんの利便性を考えますと、より身近な市役所等に配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす機関があることは望ましいと考えておりました、センター設置数を成果指標として案として出しております。一方で、県としても設置について働きかけを頑張っていくという宣言にもなりますが、一方で、施設、組織、それから予算等、様々な条件、課題もありますし、市町村のそれぞれの判断によるところもあるというご意見を承りまして、指標の設定については改めて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続いて、村上委員からございました資料4の6ページです。同様な指標の関係です。今後増設するかについては現状を申し上げたところですが、現実には相談を受けてどのような支援ができるかについては、DV被害に遭われた方々の家庭環境や被害を受けた方のお子さんの養育の状況、就労の形態など様々であります。そういう状況に応じて支援については、民間アパートに一時的に住む場所の転出への支援や、生活保護申請の支援、婦人保護施設に入所して外部からこれ以上被害を受けないような措置をしたり、様々であります。支援件数も様々な支援がありますが、このへんを成果指標とすることは、持ち帰りまして改めて指標の設定を検討させていただきたいと思っております。以上です。

【事務局 花城調査官(警務課)】

ご意見をありがとうございます。

4章の80ページの2行目の低年齢化する薬物犯罪の追記の件は、県警察としても若年層の薬物乱用は憂慮すべき事態だと感じておりまして、関係機関等々と連携して取組を進め

ているところであります。委員のご指摘の追記に関しては、他の項目との兼ね合いもありますので、追記の方向も含めて持ち帰って整理させていただければと思います。

2点目の4章の80ページの33行目の交通安全対策の強化に関しては、道路管理者と連携してというような表現については、県警察としてもまさにそのとおりだと考えておりますので、追記の方向で検討していきたいと思っております。

4章の79ページの33行目の交番機能の充実・強化に関しては、県警察でも例えば交番相談員の配置や施設の在り方を含めて不断の見直しをしているところでありまして、交番機能の充実・強化には取り組んでおりますので、その文言を追記する方向で検討していきたいと思っております。

80ページの19行目の成人の飲酒の施策に関しては、「警察、保護者、地域等と連携し」という文言、もう1つの「教育」の文言の追記に関してもご指摘のとおりだと考えておりますので、追記する方向で検討していきたいと思っております。以上です。

【事務局 榊原女性力・平和推進課長】

村上委員からご意見がありました資料4の5ページのワンストップ支援センターの修正のご意見ですが、我々はこれまで国及び県の男女共同参画計画において、男女間における暴力の根絶や配偶者等からの暴力の根絶について盛り込んでありまして、その関係で振興計画における位置づけとして、DV防止等として配偶者等からの暴力防止及びその下に性暴力被害者支援としてこれまでまとめていたところがございます。

村上専門委員からのご指摘を受けまして、委員のご意見も踏まえて庁内の関係課と調整し、記載箇所の変更についても今後検討してまいりたいと思っております。

もう1つ、村上専門委員からお話があったワンストップ支援センター、性暴力被害者の支援センターの離島での被害者支援の充実については、記載等については持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。

【大城部会長】

事務局からの説明に対して委員の皆さんから何かご質問等がございますか。

【仲宗根専門委員】

成果指標に関する意見を申し上げるのを失念しておりまして、今申し上げたいのですが、資料2の14ページ、施策③の成果指標に「泥酔者保護件数」とありますが、飲みすぎなければいいんじゃないのとなるのではないかと思います。こちらは泥酔者保護件数ではなくて、どのように教育啓発したかという内容、件数でもいいですし、そちらで検討できない

かと申し上げたいと思います。

もう1つ、施策⑤の成果指標として「交通事故死者数」となっておりますが、交通事故死者数だけではなく、全体概要を把握するために事故件数も合わせたらどうか、申し上げたいと思います。以上です。

【事務局 花城調査官(警務課)】

今の2つのご意見について、まず泥酔者保護件数に関してです。教育啓発活動の実施件数については、県警察としてもいろいろな取組をしていて、そういう活動をしておりますが、最終的な結果、成果指標としてはこの数字を挙げています。ただ、これ以外にも活動指標をつくっていきまして、その中では件数を計上していきますので、それをあわせてご理解いただければと思います。

2つ目の交通事故死者数に関しては、国の交通安全基本計画と指標を合わせた形になっていますが、ご指摘の趣旨も踏まえて指標として併せての設定できるかどうかを検討していきたいと思います。以上です。

【大城部会長】

真喜屋さん、よろしくお願いします。

【真喜屋専門委員】

先ほどの稲福委員からの成果指標についてのご指摘、資料4の1ページに対する応答がございました。それについて専門ではないのですが少しご提案をいたします。

成果指標で書いているのはハード面が中心になっていると思います。皆さんがご指摘くださっているのは、ソフト面の指標をということだと思います。例えば1人当たりの相談員の人数がどのようになるか、または実際に相談に訪れた方の支援実践のスキームがどのように充実しているか、そのソフトの指標を先行して行われている国内の自治体や、もしくは国際的に女性支援や弱者のために活動されているNGOなどいろいろあると思いますので、もし可能でしたらそのようなものをご参考にしてみてもいいと思います。以上です。

【大城部会長】

ただいまの発言に回答をお願いします。

【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】

ありがとうございます。確かに設置数はハード面ですが、実際の活動がどの程度支援に結びついているか、ソフト面の指標のご提案について検討してまいります。またソフト面の指標に関しては、全国比較できるような統計資料はどのようなものがあるか、その辺も

確認しながらより適切な成果指標の設定を検討してまいります。

【大城部会長】

瀬口さん、よろしく申し上げます。

【瀬口専門委員】

些細な点なので恐縮ですが、今まで出ていない意見として、80ページの③の飲酒の部分では、県民に向けての啓発の記載はあるのですが、水難事故と同じように、県民や観光客に向けて書いたほうがいいのかと、またご検討をいただければと思います。

【事務局 花城調査官(警務課)】

今のご指摘の件に関しては持ち帰って担当部局と調整を図りまして検討していきたいと思えます。

【大城部会長】

ほかにご意見等はございますか。

私のほうから、ここに書くことがいいのかどうか。労働災害の件は、労働局のほうで扱うのであって、沖縄県としてはあまり関与しないということなのか、沖縄は建設業が多くて結構事故も多いような感じがするのですが、労災を減らすことについては具体的な対策を取るようなことはないのか、その辺が気になったのですが、どこの部局が担当するのかよく分からないのですが。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

今の労働災害の関係の所管は商工労働部になりますので、ご意見を申し伝えておきたいと思えます。

【大城部会長】

よろしく申し上げます。

ほかに何かご意見等はございますか。

もう1つ、警察のほうにお伺いしたいのですが、資料2の14ページの飲酒に関することです。施策③成人の適正飲酒の成果指標として「泥酔者保護件数」が挙がっていますが、人数が多い場合にはたくさん保護したからよかったのか、それとも酒を飲んで道を歩いている人が多いからよくないと見るのか、どちらの解釈になるのか。

【事務局 花城調査官(警務課)】

減少させるのが目的だと思いますので、そういう評価になると思いますが、扱いについてはまた確認してご説明させていただきます。

【大城部会長】

瀬口委員、よろしくお願いします。

【瀬口専門委員】

大城先生がおっしゃられた点ほどの指標にも比較的当てはまるので気にはなっていた部分です。例えばこの指標を下げることを目標としている場合には横に下向きのマークをつけたりもありかと思えます。確かに部会長がおっしゃるように、指標の数値の上がったり下がったりは、どちらがいいのか分からない指標が結構あるので全般的にチェックしていただければと思いました。以上です。

【大城部会長】

ほかに何かご質問がございますか。なければ次の議題に移ってよろしいですか。

活発なご質問をありがとうございました。次の議題に移ります。

次第4 議事3、「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」及び「世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献」について一括で説明をお願いいたします。

なお、世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献については、本部会では総論的な部分の審議となります。各論的な分野ごとの取組については関係する各部会で審議することとなっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、説明をよろしくお願いいたします。

4 議事3 (調査審議)

検討テーマ「4-(1)アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」

検討テーマ「4-(3)世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献」

(1) 議事説明

【事務局 榊原女性力・平和推進課長】

子ども生活福祉部女性力・平和推進課の榊原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから基本施策4-(1)「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」についてご説明させていただきます。

資料1の「新たな振興計画(素案)」抜粋版の149ページをお開きください。こちらの12行目の(1)「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」の項目となります。

まず、13行目からのリード文において、10年後目指すべき姿として、「本県が焦土と化した凄惨な地上戦の歴史から得た平和への思い、基地と隣り合わせの日常の中で生じた、より強く平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外へ発信し、アジア・太平洋地域における独自の地域協力外交や平和発信拠点としての役割を担い、新時代の平和構築に貢献することを旨とする」こととしています。

次に解決すべき課題として、17行目で、「平和と国際協調を外交理念とする我が国において本県が果たすべき役割を踏まえ、本県が有するソフトパワーを活用した国際的な地域環境力の推進など、平和協力外交地域としての独自の展開が課題である」と記載しております。

これらの課題に対する施策展開として、20行目で、「アジア・太平洋地域の平和拠点の形成と沖縄戦の実相・教訓の次世代継承に取り組む」こととしています。

今後の施策展開として2つの施策を展開します。1つ目は、「アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」、2つ目は、「沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」を挙げております。

まず、「アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」の関連では、こちらは149ページの23行目になりますが、「アジア・太平洋地域の更なる発展と持続的安定に貢献するため、本県が有するソフトパワーを発揮した地域協力外交により、平和拠点としての国際社会の認知を深める」ことを目指して、①「国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信」、続きまして150ページ、②「アジア・太平洋地域における平和ネットワークの形成」といった施策を推進することとしております。

次に、「沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」関連では、18行目で、「戦後75年余が過ぎ、戦争を知らない世代が大半を占めるなど沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、沖縄戦の実相・教訓を正しく次世代へ継承し、平和を推進していくため」、①「平和学習の推進及び次世代への継承」、次に33行目になりますが、②「平和に関する社会貢献活動の推進」、次に151ページの4行目、③「戦争遺跡の保存及び活用」といった施策を推進することとしております。

続きまして、これらの施策に関する成果指標についてですが、資料2をご説明させていただきます。関連体系図(案)の29ページをご覧ください。

基本施策4-(1)「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」に関連します主要指標としましては、平和祈念資料館の入館者数を設定しております。

施策展開のア「アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」につきましては、施策①「国内

外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信」に関連する成果指標として、平和の礎の来園者数を、施策②「アジア・太平洋地域における平和ネットワークの形成」に関連する成果指標としては、独自の平和交流を展開するネットワーク数をそれぞれ設定しております。

次に施策展開イ「沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」については、施策①「平和学習の推進及び次世代への継承」に関する成果指標としては、平和講話等の実施学校数を、施策②「平和に関する社会貢献活動の推進」については、平和に関する社会貢献活動に取り組む個人や団体の数を、施策③「戦争遺跡の保存及び活用」に関する施策の指標としては、戦争遺跡に関する企画展等の入場者数をそれぞれ設定しております。

以上で、基本施策4-(1)「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」に係る施策展開とそれぞれの成果指標の説明を終了します。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

次の説明をよろしく願います。

【事務局 大城班長(交流推進課)】

文化観光スポーツ部交流推進課の大城でございます。よろしくお願いいたします。

では、素案の抜粋版154ページ、基本施策4-(3)「世界の島しょ地域との国際協力活動と国際的課題への貢献」について、読み上げてご説明いたします。

「本県の歴史と社会・経済の発展過程で培われてきた知識・知見、経験・技術等を生かした国際協力活動を国内外で展開し、国際的課題に貢献する地域の形成を目指す」こととしております。

「アジア・太平洋地域をはじめとする世界の島しょ地域と本県が有する共通課題について、本県の特性や強みを生かした技術協力や共同研究などを積極的に推進し、国際社会との共生を理念に、様々な分野における国際的課題の解決に向けた取組を強化することが課題である」としております。

このため、JICA等の関係機関と連携を図りながら、多様な分野における国際協力・貢献活動の推進、国際的な災害協力の推進に取り組む」こととしております。

資料2の31ページをご覧ください。

基本施策4-(3)につきましては、文化観光スポーツ部でリード文の総論を所管しており、基本施策に関連する主要指標を定めております。主要指標といたしましては、国際協力・

貢献活動に関わった海外研修生受入団体数を設定しております。

戻りまして資料1の154ページ、リード文の下のほうに、施策展開といたしまして、ア「多様な分野における国際協力・貢献活動の推進」とイ「国際的な災害協力の推進」を位置づけておりまして、アに5つ、イに1つの施策を位置づけておりますが、これらにつきましては、それぞれの所管の専門部会においてご審議をいただくこととなっておりますのでご了承ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(2) 質疑応答及び審議

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

これらの議事に関して、稲福専門委員、玉城専門委員、富川専門委員、仲宗根専門委員、それから文化観光スポーツ部会の倉科委員から意見が提出されております。

まず先に稲福専門委員、ご本人から意見に関する説明をよろしく申し上げます。

それから、各委員からの質問への回答については、最後にまとめてお願いいたします。

それでは、稲福専門委員、よろしく申し上げます。

【稲福専門委員】

成果指標について、1点意見を出させていただきました。資料5の1ページをお願いいたします。

平和の礎の来場者数となっておりますが、単純な疑問として、平和の礎はゲートがあるわけではありませんので、来場者数の正確な把握は可能なのかということで、成果指標としてふさわしいかどうか疑問がありますので、それよりは把握可能な平和祈念資料館の入館者数を成果指標とすべきではないかということで意見として出させていただきました。以上です。

【大城部会長】

ありがとうございました。

次に、玉城さん、よろしく申し上げます。

【玉城専門委員】

私は、資料1の150ページで示されています国際平和研究機構、これは仮称ですが、国際ということなので、唯一の地上戦を経験した沖縄の中で平和発信の拠点を目指すということで設置を検討するというところでございますが、検討段階ですから柔軟性はあっていいと

思うのですが、設置の主体は国なのか県なのかということで、組織形態の中で幅と発信力が異なってくるのかなという感じがいたします。

第1回目よきの海洋センターは国が設置するということまで明記していたということもございまして、どういった前提でやっていくのかということをお聞かせいただけないかということでございます。

言葉尻をいろいろ突っ込んでもしょうがないのですが、「センター」という言葉を使ったり、「機構」という言葉を使ったりしていますが、切り分けがあるのでしょうかというところも気になりました。

2つ目でございます。151ページの8行目から10行目ですが、慰霊碑や慰霊塔の中には管理が不十分であるということでございますが、私の認識が浅いところはあるんですが、慰霊塔というのは南部に集積している印象があつて、各都道府県の慰霊塔があると思いますが、それも管理不十分ということで含まれているのか否か、これは非常に気になりました。都道府県のもも含まれるということであれば、当然その自治体との連携も必要でしょうねという素朴な疑問でございます。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございます。

それでは、富川さん、よろしくお願ひします。

【富川専門委員】

私は、4章の154ページ9行目に、国際社会との共生を理念に、緩衝地の役割も含めたという形で、緩衝地としての役割というのを挿入してもらいたいという修正のお願いでございます。

参考につきましては、これまで県のいろいろなところの議論、それからこれまでの21世紀ビジョンとかアジア経済戦略構想等々でたくさんの議論がありまして、それは盛り込まれておりますので、やっぱり沖縄の緩衝地としての役割も重要だと思ひますので、入れてもらいたいということでございます。

もちろん離島での漁業者の安全は、海上保安庁等々さんとしっかりと対応してもらいたいわけですが、沖縄がやる役割というのは、軍事的な拠点ではなくて、ソフトパワーと言われるような、そういう平和や共生による展開という形で、さっき国連などの誘致も含めてという議論もあつたのですが、一応ここでは緩衝地としての役割ということに入れてもらつて、これから展開していただければと思ひます。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、仲宗根さん、よろしくお願いします。

【仲宗根専門委員】

149ページの16行、「新時代の平和構築に」とあるのですが、新時代というのは次期振計の時代なのか何なのか不明瞭なので、それよりは次世代としたほうがいいのかなどというところで提案させていただいています。

それから、155ページの17行目から18行目ですが、「亜熱帯地域における防災・減災、長寿命化、省エネ等」とあるのですが、長寿命化というのは耐久性のことでしょうか。それであれば耐久性にしたほうがいいのかなどという意見でございます。単なる言葉の問題です。以上です。

【大城部会長】

ただいまの質問について、事務局は今回答えることがありましたらよろしくお願いします。

【事務局 榊原女性力・平和推進課長】

まず、資料5の1ページの稲福専門委員からの平和の礎の来園者数を指標にしていることについてのご意見につきまして、平和の礎は国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた全ての人々の氏名を刻んでおりまして、国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信の施策の指標として、こういうところから選定したところでございます。

また、平和祈念資料館の入館者数のご提案がございましたが、日本における唯一の地上戦を経験した沖縄というところで、平和を発信し続けることが重要であると考えております。沖縄県民個々の戦争体験を結集した平和祈念資料館は、県の平和行政の拠点であると考えておりまして、施策展開のア「アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」と、施策展開のイ「沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」のいずれにも核となると考えておりますことから、こちらは主要指標として選定しているところでございます。

続きまして、玉城委員の国際平和研究機構の設置の部分につきまして、こちらにつきましても日本における唯一の地上戦を経験した沖縄から平和を発信し続けることが重要であると考えておりまして、どのような形になるかの具体的な検討はこれからになりますが、庁内で連携しながら、国際平和の創造に寄与することを目指して、取組に向けて議論して

まいりたいと考えております。

続きまして、仲宗根委員の7ページ、新時代の平和構築にという文言を次世代の平和構築にしてはどうかというご意見がございました。

この計画は、沖縄の本土復帰50年の節目の年である次年度、令和4年度からスタートすることから、新時代と表現しているところでございます。また、沖縄戦の実相や教訓の継承につきましては、次世代への継承として項目を打っているところでございます。戦後75年余が過ぎまして、戦争を知らない世代が多くなり、沖縄戦の実相・教訓を正しく次世代へ継承していくことが大変重要であるとのご意見でございまして、戦争体験者の子ども世代から孫世代まで、幅広く次世代に継承されるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

【大城部会長】

ほかに事務局から。

【事務局 大城班長(交流推進課)】

富川委員のご意見、154ページのリード文、2つ目のところに、様々な分野における国際課題解決に向けた取組の前に、緩衝地としての役割を含めたという文言を盛り込むことにつきましては、地域間外交の側面から沖縄の役割を示す平和の緩衝地帯という文言の重要性は非常に認識をしているところでございますけれども、関係部局である知事公室ですとか、子ども生活福祉部とも相談をさせていただきながら、持ち帰りまして検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【大城部会長】

ほかに、どうぞ。

【事務局 大城保護・援護課長】

保護・援護課長の西城です。

資料5の2ページ、玉城専門委員からの慰霊碑、慰霊塔の件ですが、沖縄県内には各都道府県の慰霊碑、慰霊塔が建立されています。これらの塔の清掃等の管理については、公益財団法人沖縄県平和記念財団に委託されて、適正に行われているところであります。以上でございます。

【大城部会長】

ほかに何か事務局からご回答はありますか。よろしいですか。

文化観光スポーツ部会の倉科委員からも意見が出ているようですので、事務局から説明

をお願いします。

【事務局 大城班長(交流推進課)】

資料5の8ページ、概要抜粋版、素案の154ページの施策4-(3)の部分で、文言としてJICAやJICA沖縄センターが出てきて、名称が統一されていないのではないかというご意見がございます。

これにつきましては、総論のリード文でJICAと記載しておりまして、各論でJICA沖縄センターと記載してございます。

その理由といたしまして、総論では沖縄振興特別措置法で、独立行政法人国際協力機構、いわゆるJICAは、沖縄の国際協力の推進に寄与するよう規定されている法的根拠がございます。また、県とJICAが国際協力等に係る連携協定を締結していることなどを踏まえまして、総論的な国際協力の分野におけるJICAとの連携という趣旨でこのように記載してございます。

一方、施策展開アの③農林水産分野、また⑤の建築技術の分野においては、それぞれ個別にJICA沖縄センターと連携して具体的な取組を進めていることから、具体的な名称を出させていただいているところです。説明は以上です。

【大城部会長】

これは文化観光スポーツ部からも何か説明がありますか。事務局からの説明はこれでおしまいですね。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、何かご意見等がございましたらよろしくをお願いします。どうぞ。

【仲宗根専門委員】

資料1の150ページの12行目、玉城委員からもご意見がありましたが、国際平和研究機構の設置を検討しているというお話ですが、今現在は県の平和行政の拠点として平和記念資料館を置いているというご説明がございましたが、この場合、この資料館を拡大発展させるのか、全然別の機構になるのか、そこら辺はまだ検討済みではないということでしょうか。

【事務局 榊原女性力・平和推進課長】

どのような形になるか具体的な検討はこれからになると考えておりまして、庁内で関係部局と連携しながら、今後議論を進めてまいりたいと考えております。

【大城部会長】

ほかに委員から事務局の説明について何かありますか。よろしいですか。

それでは、挙手マークが出てますので、まず島袋さん、よろしくお願いします。

【島袋副部長】

資料1の150ページ、先ほど仲宗根委員からもご質問がありましたが、国際平和研究機構(仮称)に絡んだ質問ですが、こういう新しい組織を立ち上げるのは、やはり予算措置が必要になると思いますが、近年のコロナ禍で既存の平和推進の拠点である施設が、例えばひめゆり平和祈念資料館は経営難でクラウドファンディングで支援を求めていたり、既存の平和推進の組織が予算的になかなか厳しい中で、さらに新しい機構を設けるとするのは、どういう整合性が取れるのかという疑問です。以上です。

【大城部長】

挙手されている方に全部質問してもらって、それからまとめて回答してもらいます。

藤田さん、よろしくお願いします。

【藤田専門委員】

ありがとうございます。

資料2の31ページの指標に関してですが、まず施策1の環境・エネルギー分野における国際協力の推進の成果指標が、国際会議等への県の参加回数となっているのですが、もちろん県の中の人材育成といった意味で重要な業務だとは思いますが、これを取組の成果指標に上げるというのはあまりにも受動的で寂しいのではないかと。

県が環境・エネルギー分野の国際協力を進めるような企画をなさって、そこに県内外、国内外からどれぐらい参加されたかというようなことを指標にすべきではないかなと思っただのが1点です。

もう1点、同じようなことなのですが、同じページの施策2から5ですが、研修受講人数というのは、上の主要指標のところに書いてありますが、海外研修生の方の参加人数ということでしょうか。まず、そこを確認させていただきたいのですが。

【事務局 大城班長(交流推進課)】

基本施策4-(3)につきましては、リード部のところは文化観光スポーツ部ですが、施策展開ア、施策展開イというのは、環境でしたら環境部でしたり、水道でしたら企業局とか、各部局が所管している事項になっております。こちらにつきましては、各関係課が所掌する専門部会への申し送り事項として承らせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【藤田専門委員】

よく聞こえなかったのですが、単純に指標のところ「研修受講人数」と書かれている受講生というのは、どういう方を意味しているのかという質問です。

【事務局 大城班長(交流推進課)】

国際協力分野における地域交流というのは諸外国ですので、沖縄という小さな島しょ県である自治体が単独で展開していくことは非常に難しいところから、JICA沖縄センターを実働的な機能として、そちらの持っているプログラムを活用させていただいて、いろいろな施策、取組を展開させていただいておりますところ、こちらはアジア・太平洋島しょ国に対する技術研修員を受け入れた人数だと理解しております。

詳細は関係部局に確認が必要ですが、そのように理解しております。

【藤田専門委員】

JICA沖縄センターが実施しておられる研修生の受入れの中での様々な講習への参加人数ではないかなと思って質問をさせていただきました。

これに関しては、県もJICAであるとか他機関との協力の下で取り込まれることはよく分かるのですが、それであればそれが分かるような書き方をしなければいけないと思いますし、そのこと自体が国際協力に対する取組になっていくと思いますので、施策の2から5に関しては、いかにも県だけがやっていると受け止められるのもどうかと思いますので、逆に積極的な意味で、JICA等との連携の下でこういうことを行うことが分かるような書き方をされてはどうかと思います。以上です。

【事務局 大城班長(交流推進課)】

ご意見ありがとうございます。

文化観光スポーツ部会の倉科委員(JICA沖縄センター所長)からも同様のご提言がありましたので、きちんと連携機関として記載いただくように、各専門部会に申し送りをさせていただいているところでございます。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

藤田さん、それでよろしいですか。

【藤田専門委員】

結構です。ありがとうございます。

【大城部会長】

それでは、喜納さん、よろしくお願ひします。

【喜納専門委員】

先ほど話題になったひめゆり平和祈念財団に関わって活動をしていることから、資料1の150ページの「平和学習の推進及び次世代への継承」というところですが、25行目に「子どもたちの平和を学びたいという意欲に寄り添う平和学習に取り組む」とありますが、この表現で引っかけたのは、子どもたちが平和を学びたいという意欲は何を根拠にされているのかなと考えました。

というのは、県の資料館は分かりませんが、ひめゆりのほうは県外からの修学旅行等の訪問者が圧倒的に多く、県内からは学校単位で訪問する生徒は少ないです。

なので、恐らく沖縄でも講話という形で平和学習を行っている学校もあると思いますけど、以前に比べるとそういう機会を設けている学校が随分少なくなっているという認識です。

という流れで、子どもたちが平和を学びたいという意欲というよりは、子どもたちは平和の実現に貢献したいという意欲はあるけれども、どういうふうに平和学習をすればいいか分からないというのが実態ではないかという感触を持っています。

なので、ここの文言を、例えば平和の実現に貢献したいという子どもたちの意欲などに変わっていただくほうが実態に合っていてよいのではないかと感じました。これが1点目です。

もう1点は、151ページの9行目、先ほども話題に出ましたけれども、慰霊碑や慰霊塔の管理実態等を踏まえつつ、管理、支援の在り方を検討していくという部分ですが、「管理実態等を踏まえつつ」のところを、どうやって踏まえるのだろうと思いましたので、管理実態等の調査結果を踏まえつつなど、具体的に調査をするという文言を入れていただくほうがよいのではないかと思います。以上です。

【大城部会長】

質問については、後でまとめてご回答をよろしくお願いします。

真喜屋さん、よろしくお願いします。

【真喜屋委員】

3点あります。

まず第1点目は、先ほど稲福委員からもご指摘がありましたが、資料2の29ページ、成果指標のところですが、先ほどは平和の礎の来園者数という成果指標についてご意見がございましたが、その下の施策2の成果指標が、平和に関する社会貢献活動に取り組む個人や

団体の数となっております。

個人や団体の数という量で測ることも大事かと思いますが、質も大事かと思うので、資料1の150ページの23行目から29行目で、平和を発信するコンテンツについても記述がございますので、個人や団体の数だけではなくて、どのようなコンテンツを発表されたかというような、ソフトの部分の指標もご検討いただけたらと思いました。

続いてもう1点です。資料1の154ページの22行目、23行目、環境・エネルギー分野における国際協力の推進について書かれているところに、世界の島しょ地域といろいろ連携しようという内容がございますが、循環型社会を構築という文言を入れてはいかがかと思いました。

「21世紀ビジョン」では、沖縄の循環型社会を構築するというような表現があったかと記憶しております。例えば22行目を、再生可能エネルギー構築に向けた島しょ地域云々という感じで、沖縄を循環型社会にしていくというメッセージを入れられるといいのではないかと思います。

【大城部会長】

真喜屋さん、これでご意見、ご質問は終わりですね。

それでは、玉城さん、よろしくをお願いします。

【玉城専門委員】

県の回答で今後検討していくということですので、これ以上の追求というか、蒸し返しはないのですが、国際平和研究機構の意見のところ、部会長を含め委員からも2、3ご発言がありましたので、再度意見を述べさせていただきたいと思います。

平和を発信、研究しながら国際社会とも連携していく、沖縄が国際的な平和発信の拠点になるということは非常に崇高な活動だと思います。それを実現するためには、これは県予算をもって設置する機関になるのか、それとも国がしっかり世界平和を見据えて設置すべきことなのかというのは、非常に基本的な、これからの検討の入り口として非常に大事だと思っています。

先ほど島袋副部会長からひめゆりのお話もございましたけれども、なかなか予算措置もしくいくということもございましたので、国がコミットする組織体であるか、それとも県が独自でやるかということは非常に大きいのかなと実感した次第でございます。

先ほど言葉尻の話ということで申し上げましたけれども、機構という言葉は政府にひもづいている外郭団体などに使っています。そこら辺を意識されているのであれば、この部

会で答えを出すというよりも、コロナ禍で予算はあるのかないのかというご発言もございましたので、スタンスを明確にすることは大事な事かなということ、追加の意見とさせていただきますと思います。以上です。

【大城部会長】

瀬口さんも何か意見とかございましたか。

【瀬口専門委員】

ありがとうございます。幾つか質問させてください。

些細な点で恐縮ですけれども、資料1の154ページの11行目、「JICA等の関係機関と連携を図りながら」と、JICAが取り上げられているわけですけれども、ア以降、①②③④⑤とあって、特に⑤では、17行目に「国や大学等との連携による」と記載されているので、章、節、項という順番からいくと、JICAだけではなくて、例えば国や大学、JICAなどのとか、高等教育機関やJICAなどのとか書いていたほうが自然なのかなという些細な点が1つです。

あと私の知識不足で恐縮ですけれども、「多様な分野における」というときの多様な分野としてこの5つが挙げられる理由は何なのか教えていただきたいと思います。この5つの分野は、島しょ地域や島しょ国にとって非常に重要なポイントだということは分かっていますけれども、それ以外にも何かあるのかなと感じたときに、その中で特にこの5つのポイントを挙げる理由は何なのかを教えていただければと思います。以上です。

【大城部会長】

時間が迫ってますが、喜納さん、何かご意見ございますか。

【喜納専門委員】

些末なことですが、154ページの24行目の『国立沖縄自然史博物館』の県内への誘致に向けて」という部分ですが、世界自然遺産への登録を機にということでしょうか。そこも関連しているのであれば、それに関する記述を加えてもいいと思いました。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

事務局のほうから今回答えることについて、回答よろしくをお願いします。

【事務局 榊原女性力・平和推進課長】

ご提言ありがとうございます。持ち帰りまして検討させていただければと思います。

【大城部会長】

分かりました。ほか何か事務局から回答できることがありましたら。

【事務局 大城班長(交流推進課)】

資料1の154ページにつきましては、いろいろなご意見をいただいておりますが、先ほどお話ししたとおり、こちらは各専門部会にまたがっている各論の部分でございます、それぞれの専門部会に申し送り事項として伝えさせていただければと思います。ありがとうございました。

【大城部会長】

どうぞ。

【事務局 大城保護・援護課長】

喜納委員から151ページの9行目の管理実態等の調査ではないかということで、おっしゃるとおり調査をして実態等をはっきりさせますので、持ち帰って検討したいと思います。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

ほかにここで回答できることはありますか。なければ、少し休憩したいと思います。

3時55分から会議を再開したいと思います。よろしくお願いします。

(午後3時49分休憩)

(午後3時55分再開)

【大城部会長】

それでは、再開します。

次第5の議事4「広大な海域の保全・活用」について、事務局から説明をお願いいたします。

5 議事4(調査審議)

検討テーマ「広大な海域の保全・活用」

(1) 議事説明

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

それでは、ご説明させていただきます。企画部企画調整課副参事の武村と申します。

議事4は、資料1と資料2に基づきご説明をさせていただきます。

海洋についての背景でございますが、前回部会にてご説明いたしました中長期的な観点からご提言いただいた「新沖縄発展戦略」における申し送り事項の「海洋政策、ブルーエ

コノミー」を踏まえまして、今回の素案においては海洋を新しい基本施策の1つとして位置づけてございます。

一方、国におきましても、食料、資源・エネルギー、輸送、地球環境など海が果たす役割の増大、そして海洋環境の汚染、水産資源の減少など様々な海の問題の顕在化を背景といたしまして、平成19年7月に海洋基本法が制定されまして、翌平成20年3月に海洋基本計画が閣議決定されて、現在、第3期計画が推進されているところでございます。

それでは、資料1の目次のiページをご覧ください。

前回ご説明させていただきました、第1章の総説1 計画策定の意義の中の「(3)海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献 ―海洋政策の拠点―」を位置づけてございません。

第2章 基本的課題においては、2として優位性へと転化する可能性を秘めた地域特性、「(4)亜熱帯・海洋性自然的特性」を挙げてございます。

目次ii ページ目、第4章の基本施策でございます。

1の「沖縄らしい自然の歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して」の「(3)持続可能な海洋共生社会の構築」を掲げてございます。この海洋につきましては、SDGs目標14「海の豊かさを守ろう」という観点に軸足を置いてございまして、海域の活用を図るとの観点から将来像1として位置づけてございます。

海洋につきましては目次のiiiページ目、第6章「県土のグランドデザインと圏域別展開」1の県土全体の基本方向の「(3)広大な海域の保全・活用」としても挙げてございます。

続きまして、資料1(抜粋版)の39ページをお開きください。

3行目、「(3)持続可能な海洋共生社会の構築」でございます。

6行目、「持続可能な海洋環境への取組、海洋資源の保全・管理など、海洋島しょ圏としてSDGs(目標14)への貢献を図る必要がある」としております。

飛びまして19行目の中段から、「沖縄固有の海洋環境の保全と人間活動が調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指す」としてございます。この実現に向けまして、施策展開として27行目、「ア 海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献」、そして41ページの16行目、「イ 海洋環境の利活用によるブルーエコノミーの展開」を施策展開として掲げてございません。赤枠が総合部会の所管部分となります。

17行目、「海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発である『ブルーエコノミー』を先導する地域として、各種の取組を推進及び展開していく必要がある」としてございます。

そして、その施策展開として27行目、「①海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入促進」、33行目、「②海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進」。次の42ページの8行目、「③海洋政策センター(仮称)の設置促進」を掲げてございます。

10行目後段の「我が国の海洋政策推進の新たな拠点となる国の『海洋政策センター(仮称)』を構想するなど、持続可能な島しょ圏の発展、海洋立国と国際社会への貢献を基本方向に海洋政策を推進する必要がある」としてございます。

15行目、「O I S Tの海洋関連研究や国内外のネットワークの活用、県内研究機関との連携の下、同センター構想の構築に向けた取組を推進する」としてございます。

188ページでございます。

第6章の20行目、1の県土全体の基本方向の中の3つ目の項目の190ページの32行目、「(3)広大な海域の保全・活用」を掲げてございます。

33行目、「本県の周辺に広がる海域は…」から、191ページ2行目「次世代に継承すべき貴重な国民の財産である」としてございます。

その下、11行目以降については地球温暖化の影響、12行目に海洋プラスチックなどを地球規模で進行する様々な課題についてのことなど、海洋に関する重要な要素を記載させていただいております。

191ページの23行目、「持続可能な海洋資源の保全と利活用を要件に、海洋深層水をはじめ、海洋資源・海底資源の有効利用、海洋環境を活用した再生エネルギーの開発・利用を促進するとともに、サンゴ礁海域等の特性に対応する海洋技術の研究開発を進める」としてございます。

続きまして、資料2の関連体系図(案)をお願いいたします。

4ページ目、成果指標としては基本施策の「1-(3)持続可能な海洋共生社会の構築」の主要指標としまして、「海域での赤土堆積ランク5以下の海域割合」を掲げてございます。

そして、施策展開イの「海洋環境の利活用によるブルーエコノミーの展開」の施策③「海洋政策センター(仮称)の設置促進」の成果指標としまして、「海洋分野に係る研究開発を行う研究機関の立地数」を掲げてございます。

説明は以上でございます。

(2) 質疑応答及び審議

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

ただいまの議事については、玉城専門委員、仲宗根専門委員から意見書が出ていますので、説明していただこうと思います。

それでは玉城専門委員、意見書の説明をよろしくお願いします。

【玉城専門委員】

説明いただいた資料1の39ページ(3)「持続可能な海洋共生社会の構築」で、外海に展開する離島が国土権益の維持に資するという表現がありますが、国土権益の維持というのは、昨今の自民党の沖縄振興協議会でもいろいろ検討されて政府に提言があるということで安全保障も非常に意識したということで新聞報道も目にするところでございますが、それを意識したものとなっているのか否かです。それ以外の国土権益の維持は、それでなければどういったものなのかを理解させるような表現がいいのかなというのが1点です。

同じく39ページの19行目で「美しい海が続いている、沖縄固有の海洋環境」ということで記載されていますが、その前段で「多くの海洋生物が生息するイノーの豊かさや穏やかさが守られ、海底まで透き通った沿岸域には海草・藻場や干潟が広がり、美しい砂浜が続いている」ことが、沖縄固有のものなのか。別に沖縄固有ではなくて、そういう海洋景勝地であれば一般的なものなのか。細かいところですが、それを言っているのかどうなのかの確認です。

42ページの8行目、③「海洋政策センター(仮称)の設置促進」ですが、17～19行目の中で、外航・内航海運のニーズに応じ海事全般を担う船員等の人材育成のところ、国に設置を求めるという前提の中での船員の人材育成をそこに記載するのはなじむのかと。

私の印象からすると、船員は産業の担い手であって産業人材に類するものではないのかなと。この海洋センターの機能としてそれまで含むのはやぶさかでないですが、非常になじまないのかなという感じがいたしました。

それと、この第4章と第6章が連動しているという前提で1つございまして、第4章で海洋・海岸の保全ということで赤土防止も大事だよということがいろいろ記載されておりますが、最後の第6章では、これはどこに入れるかは私も判断が付きませんが、赤土防止策の記載がないのですが、そこは意図するところがあるのかどうなのかの確認でございます。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

続いて仲宗根さん、よろしくお願いします。

【仲宗根専門委員】

39ページの12行目で、「漂流・漂着ごみ問題に日常的に直面している離島市町村・民間団体・住民等」とありますが、日常的に直面しているのは離島だけではないということで、「離島」を削除したらどうか。あるいは、特に離島ということで限定するのであれば「特に」を入れるかどうかです。

それから、39ページの13行目で、「有効な支援を講じられるかが課題であり、回収・処理の推進など早急に」とありますが、課題なのは回収処理だけではないでしょうと。ごみ処理モラルの定着も課題ではないかと。まずモラルが定着していれば、そんなごみは海に捨てないのではないかとということで、モラルの定着も課題としたらどうかということで入れてあります。

それから、42ページの11行目で、海洋政策センター(仮称)の構想や構築とありますが、これは要するに、構想そのものが10年まで構想になると困るなということで「構想する」という軽い印象です。そこはこだわりませんが、そういう印象を持ったものですから、「設置の促進」で統一したほうがいいのかと思いました。

それから、42ページの16行目、「県内研究機関との連携の下」とありますが、研究機関だけの連携かなという感じがしたものですから、そこは研究機関だけではなく産業界も官も連携したほうが効果的なのかなということで追加しております。

それから、先ほど玉城委員からもお話がありましたが、「海事全般を担う船員等の次世代を担う海洋人材」ということで、こちらは文章が明らかでない、明確でないのですっきりさせて、「海自全般を担う次世代の海洋人材の育成」にしたほうが分かりやすいのかなという意見です。

【大城部会長】

事務局からの回答は、ほかの委員からの質問を受けた上でお願いしたいと思います。

ほかの委員の皆さんでこの議事について何かご質問、確認したいことはございますか。

藤田さん、よろしく願いいたします。

【藤田専門委員】

大きなところで、先ほど玉城委員のご意見にもありましたが、国際的に、世界的に見れば日本そのものが島国であって、そういう意味では海洋国家としての様々な課題や目標を抱えている中で、沖縄独自のといいますか、沖縄ならではの課題の設定や目指すべきところをもう少し明らかにできないかなと思いました。

ブルーエコノミーにしても、沖縄の周りにはどのような海底資源があって、あるいはどのような様々な形で生かせる海洋環境があるのかをもう少し明示的に表して、沖縄ではこういう取組をやるんだという形で書いていただいたほうがいいのかなと思いました。コメントです。ありがとうございました。

【大城部会長】

ほかに委員の皆さん、ご質問やご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、ただいまの意見書、それから藤田さんの意見について回答できることがありましたら、よろしくをお願いします。

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

ご意見どうもありがとうございます。

先ほど玉城委員からいただきました安全保障との関係については、本県においては第1章 計画策定の意義の「(3)海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献 ―海洋政策の拠点―」として沖縄県を位置づけられないかと。この背景には島国日本が沖縄の海洋島しょ圏というもののテストベッドという言葉を使わせていただいておりますが、そうした位置づけもできないかと考えてございます。

そして、第3章 基本方向の3番目「(3)人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する『持続可能な海洋島しょ圏』の形成」というものを3つの基本方向の1つとして、本県素案の中で掲げてございます。このソフトパワーというものを重要な沖縄の資源として持続可能な海洋島しょ圏を形成していきたいというのが趣旨でございます。

その他のご意見につきましては関係部局と調整させていただきながら、改めてご回答させていただきますと思います。以上でございます。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

委員の皆様から、議事について何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、最後に本日の議事を振り返って何かご意見等、これはぜひ言っておきたかったというのがありましたら、よろしくをお願いします。よろしいですか。

(意見なし)

それでは、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

委員の皆様には、活発な議論、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

事務局よりその他報告事項等があれば、よろしく申し上げます。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

大城部会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、長時間の審議、誠にありがとうございました。

次回の第3回総合部会につきましては、8月24日・火曜日の14時から沖縄県市町村自治会館での開催としてございます。正式な通知につきましては改めて送付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日の議事内容につきましては、1週間後をめどに委員の皆様へ送付し、内容をご確認いただいた上で、沖縄県企画調整課のホームページに掲載をさせていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の沖縄県振興審議会第2回総合部会を終了とさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただき、たくさんのご意見を賜り誠にありがとうございました。

6 閉会